



環境省

地方公共団体実行計画制度について

2022年5月

中部地方環境事務所地域脱炭素創生室



地方公共団体実行計画の概要



- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画（地方公共団体の温室効果ガス削減計画）を策定することとされている。
- 実行計画を活用し、地域における合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業を促進する、地域脱炭素化促進事業に関する制度が令和3年の改正温対法により創設、令和4年4月から施行された。

地方公共団体実行計画

1. 事務事業編（すべての地方公共団体に義務付け）

- 公共施設における再エネ・省エネ設備導入など、自らの事務及び事業に関する温室効果ガス削減計画

2. 区域施策編

- ① 事業者・住民等の取組も含めた区域全体の削減計画。再エネ・省エネ等の施策と、施策の目標※を定める。
（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務付け、その他市町村は努力義務※。）

- ② すべての市町村は、①に加えて、地域の再エネ事業（地域脱炭素化促進事業）に関する促進区域や、事業に求める環境保全のための取組、地域貢献の取組等の要件を実行計画に定めるよう努める。

- ③ 都道府県は、①に加えて、市町村が促進区域を定める際の環境配慮の基準を実行計画に定めることができる。

※ 区域施策編の策定事項に施策の目標が追加されたこと、市町村は区域施策編の策定について努力義務とされたことも、令和3年の改正温対法によるもの。

地域脱炭素化促進事業計画の認定

- 市町村が2. ②に関する事項を定めている場合、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、市町村の実行計画に適合するよう事業計画を作成し、市町村の認定を受けることができる。
- 事業者が認定された事業計画に従って行う再エネ事業は、関係許可等手続のワンストップ化、環境影響評価法に基づく配慮書手続の省略の特例を受けることができる（配慮書手続の省略は、都道府県が2. ③を定めている場合のみ）。

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）の概要



令和3年6月に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」における改正内容を赤字で記載。

1. 法目的・基本理念

気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼさない水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題。社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進する措置等により地球温暖化対策の推進を図る。

→法目的に加え、新たに2050年カーボンニュートラルを含む地球温暖化対策の「基本理念」規定を追加。

2. 地球温暖化対策の総合的・計画的な推進の基盤の整備

- 地球温暖化対策計画の策定（温対本部を経て閣議決定）※毎年度進捗点検。3年に1回見直し。
- 地球温暖化対策推進本部の設置（本部長：内閣総理大臣、副本部長：官房長官・環境大臣・経産大臣）

3. 温室効果ガスの排出の抑制等のための個別施策

政府・地方公共団体実行計画

- 事務事業編
国・自治体自らの事務・事業の排出量の削減計画
 - 区域施策編
都道府県・中核市等以上の市も、自然的社会的条件に応じた区域内の排出抑制等の施策の計画策定義務
- 区域施策編に、施策目標を追加。また、地域脱炭素化促進事業に関する方針も追加し、これに適合する事業の認定制度を新設。

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

- 温室効果ガスを3,000t/年以上排出する事業者（エネ起CO2はエネルギー使用量が1,500kl/年以上の事業者）に、排出量を自ら算定し国に報告することを義務付け、国が集計・公表
 - 事業者単位での報告
- 電子システムでの報告の原則化・事業所等の情報についても開示請求の手続なく公表。

地球温暖化防止活動推進センター等

- 全国地球温暖化防止活動推進センター（環境大臣指定）
一般社団法人地球温暖化防止全国ネットを指定
 - 地域地球温暖化防止活動推進センター（県知事等指定）
 - 地球温暖化防止活動推進員を県知事等が委嘱
- 地域地球温暖化防止活動推進センターの事務に、事業者向け啓発・広報活動を明記。

排出抑制等指針等

- 事業活動に伴う排出抑制（高効率設備の導入、冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等）
 - 日常生活における排出抑制（製品等に関するCO2見える化推進、3Rの促進等）
- これら排出抑制の有効な実施の指針を国が公表（産業・業務・廃棄物・日常生活部門を策定済み）

森林等による吸収作用の保全等

地球温暖化対策計画の改定（2021年10月22日閣議決定）



■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

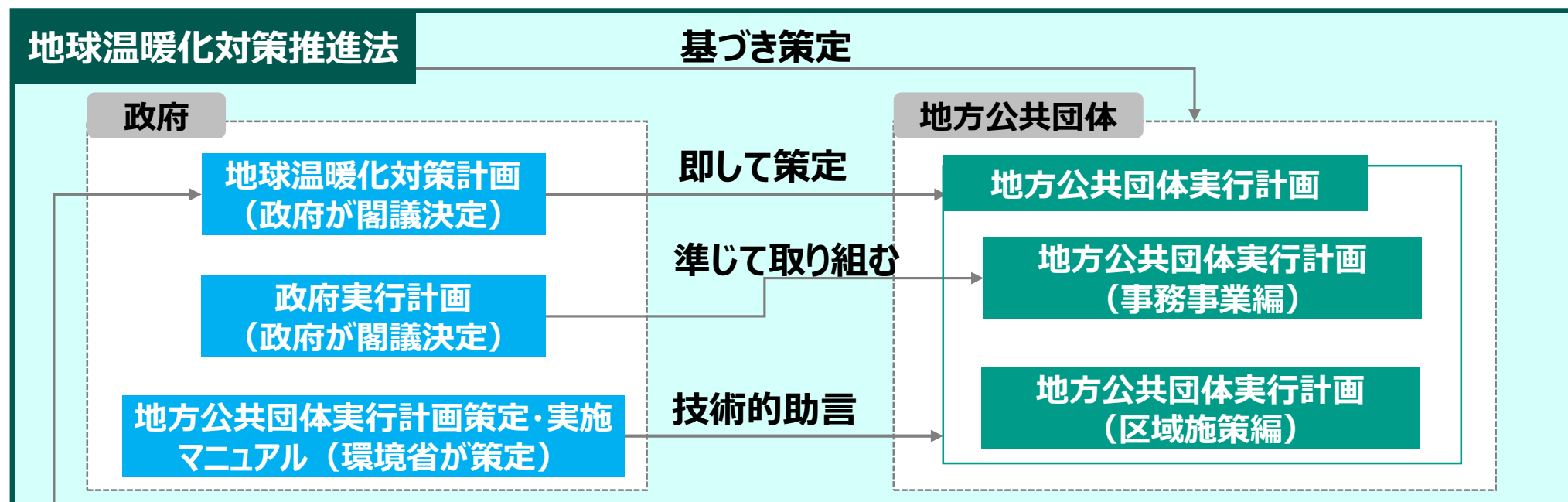
「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

地方公共団体実行計画と関連する法令・計画等の関係

- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画を策定するものとされている。
- 地球温暖化対策計画は、地方公共団体に対して、地方公共団体実行計画（事務事業編）において、政府実行計画に準じて取組を行うことを求めている。
- 国（環境省）は、地球温暖化対策推進法等に基づき、地方公共団体に対して、技術的助言として、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを策定している。



地球温暖化対策計画へ反映

地域脱炭素ロードマップ[°]
〔国・地方脱炭素実現会議〕が決定)

事務事業編

地球温暖化対策計画における 地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する記載

- 地球温暖化対策計画においては、地方公共団体実行計画（事務事業編）における取組について、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率直的な取組を実施することとされている。

地球温暖化対策計画（案）（抜粋）

第2章第3節 公的機関における取組

○地方公共団体の率直的取組と国による促進

地方公共団体は、本計画に即して、**自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率直的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指す**べきである。その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、各事務及び事業の担当部局による責任ある参画の下、いわゆるPDCAのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めることとする。策定に際しては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを参考にしつつ、特に以下の点に留意する。

<地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容>

①計画の期間等の基本的事項

②温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

③具体的な取組項目及びその目標

(略)

・具体的な取組として、特に、**地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先したZEBの実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率直的な取組を実施する。**

④計画の推進・点検・評価・公表等の体制及び手続

(略)

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。

※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented : 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready : 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

- 環境省では、地球温暖化対策計画において、地方公共団体が、地方公共団体実行計画（事務事業編）において国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率優先的な取組を実施することとされたことを踏まえ、**「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を2022年3月31日付で改定。**
- 同マニュアルにおいては、**2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置するという目標が設定されている政府実行計画に準じて、太陽光発電の最大限の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力の調達などについて取組を行うことが期待される旨を記載。**
- 地方公共団体における政府実行計画に準じた取組について、地方公共団体向け説明会等において**周知徹底**を図るとともに、**2022年4月1日付で通知を发出。**

地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル 抜粋

4-4. 目標達成に向けた具体的な措置等の検討

4-4-3. 建築物

(2) 重要となる基本的措置と措置の目標の例

⑦ 太陽光発電の最大限の導入

「政府実行計画」において、太陽光発電の最大限の導入や蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用が盛り込まれています。2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置するという目標の達成を目指し、政府の保有する建築物及び土地における、太陽光発電の最大限の導入を図ることとされています。また、太陽光発電の更なる有効利用や災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池についても積極的に導入することとされています。

地方公共団体等においても、政府実行計画や政府実行計画実施要領の趣旨に準じて、太陽光発電の最大限の導入に関する率優先的な取組や蓄電池の積極的な導入が行われることが期待されています。

区域施策編

地球温暖化対策計画における 地方公共団体実行計画（区域施策編）に関する記載



- 地球温暖化対策計画においては、改正地球温暖化対策推進法等を踏まえ、地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく取組の推進として、以下のような記載が盛り込まれているところ。

地球温暖化対策計画（案）（抜粋）

第2章 第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

○地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく取組の推進

（略）施策の推進に当たっては、第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）で示された「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、地域間での連携を図りつつ、地域資源を活用した持続可能な地域づくりを推進する。

1. PDCA サイクルを伴った 温室効果ガス排出削減の率先実行（略）
2. 再生可能エネルギー等の導入 拡大・活用促進と省エネルギーの推進

都道府県及び市町村は、相互に連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域資源である再生可能エネルギーを活用した地域の脱炭素化を推進する。具体的には、改正地球温暖化対策推進法に基づき、地域資源である再生可能エネルギーの利用促進等の施策の実施に係る目標を設定するとともに、地方公共団体実行計画協議会も活用して地域の合意形成を図りつつ、地域脱炭素化促進事業を促進し得るエリア（以下「促進区域」という。）や、当該事業に求める地域の環境保全や地域経済・社会の発展に資する取組等を地方公共団体実行計画区域施策編に位置付けるよう努め、地域に貢献する再生可能エネルギーを推進する。

都道府県及び市町村が再生可能エネルギーの利用促進に係る施策の実施目標を設定する場合には、地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限いかしつつ、地域の自然的社会的条件に応じて、設定すべきである。また、市町村の取組を促進するため、国としても、市町村ごとの再生可能エネルギーのポテンシャル情報や導入状況等を公表する他、再生可能エネルギーによる地域経済循環への効果を分析できるツールの提供等を行う。さらに、データ入手の効率性や市場競争への影響等に留意しつつ、域内に供給された電力・ガスの使用量について地方公共団体が把握し、域内の排出量をより精緻に推計するための仕組みについて検討する。

地球温暖化対策計画における 地方公共団体実行計画（区域施策編）に関する記載

また、市町村が、促進区域を設定する場合には、各自治体が設定した再生可能エネルギーの利用促進に係る施策の実施目標を踏まえ、市町村内の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限活用する観点から、例えば、太陽光発電については公共施設や公共遊休地、住宅・建築物の屋根、営農が見込まれない荒廃農地、廃棄物最終処分場跡地、ため池、その他低未利用地を含め、陸上風力発電については一定以上の風況をベースとしつつ、また、地熱発電については地熱ポテンシャルを参考にして、区域内で再生可能エネルギーの導入を促進し得る場所について幅広く検討し、積極的に位置付けるべきである。その上で、例えば、市町村が促進区域内で事業者を一括で募集するような施策も有効である。

一方、再生可能エネルギーを巡っては景観の悪化や野生生物への悪影響、生態系の破壊、騒音の発生、温泉資源への影響等の環境トラブルや土砂災害等の災害、レーダーへの影響といった様々な懸念や問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方、国家安全保障その他の公益への配慮が必要であることから、国として環境情報等を提供するとともに、都道府県が広域自治体の観点から促進区域を設定する際の環境配慮の方針を示すことが重要である。また、市町村は、土砂災害等の災害リスクを踏まえ、促進区域の設定に当たっては、関係法令等も考慮しつつ、自然災害等に起因した土砂等の流出のリスクの高い箇所を回避するなどの留意が必要である。

また、管理者等が存在する施設又は区域において促進区域を設定しようとする場合には、当該施設又は区域の管理に係る運用等に支障を生じさせないよう、事前に当該管理者等と調整することが必要である。ただし、促進区域が設定された場合であっても、当該区域における事業化が保証されるものではないこと、また、当該区域外における事業の実施が一律に禁止されるものではないことに留意が必要である。

地球温暖化対策計画における 地方公共団体実行計画（区域施策編）に関する記載

4. 地方公共団体間の区域の枠を超えた協調・連携

地方公共団体には、国や地域地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会等と連携しつつ、地域エネルギー・温暖化対策推進会議等を活用することにより、都道府県及び市町村間での地球温暖化対策に係る情報・ノウハウの積極的な共有や多様な主体による取組の促進を図ることが強く期待される。

また、他の地方公共団体との広域的な協調・連携を通じて、地球温暖化対策に資する施策や事業について共同での検討や実施を推進することにより、取組の更なる高度化・効率化・多様化を図ることも期待される。例えば、自然的・社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有や共同事業の実施のほか、連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における対策・施策の連携・協調、再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施等、多様な形態の連携が考えられる。

地方公共団体実行計画について、複数の地方公共団体が共同して事務・事業における排出削減等のための措置や域内の排出削減等の施策を立案し実行することで、より効果的な温室効果ガス排出量の削減等が可能となる場合があることから、地域の実情に応じて共同策定に取り組む。さらに、海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携により、先進的な取組・技術に係る情報共有や海外における低炭素化を目指したまちづくりを促進することを通じて、世界全体での温室効果ガス排出削減にも貢献することが期待される。

区域施策編 地域脱炭素化促進事業

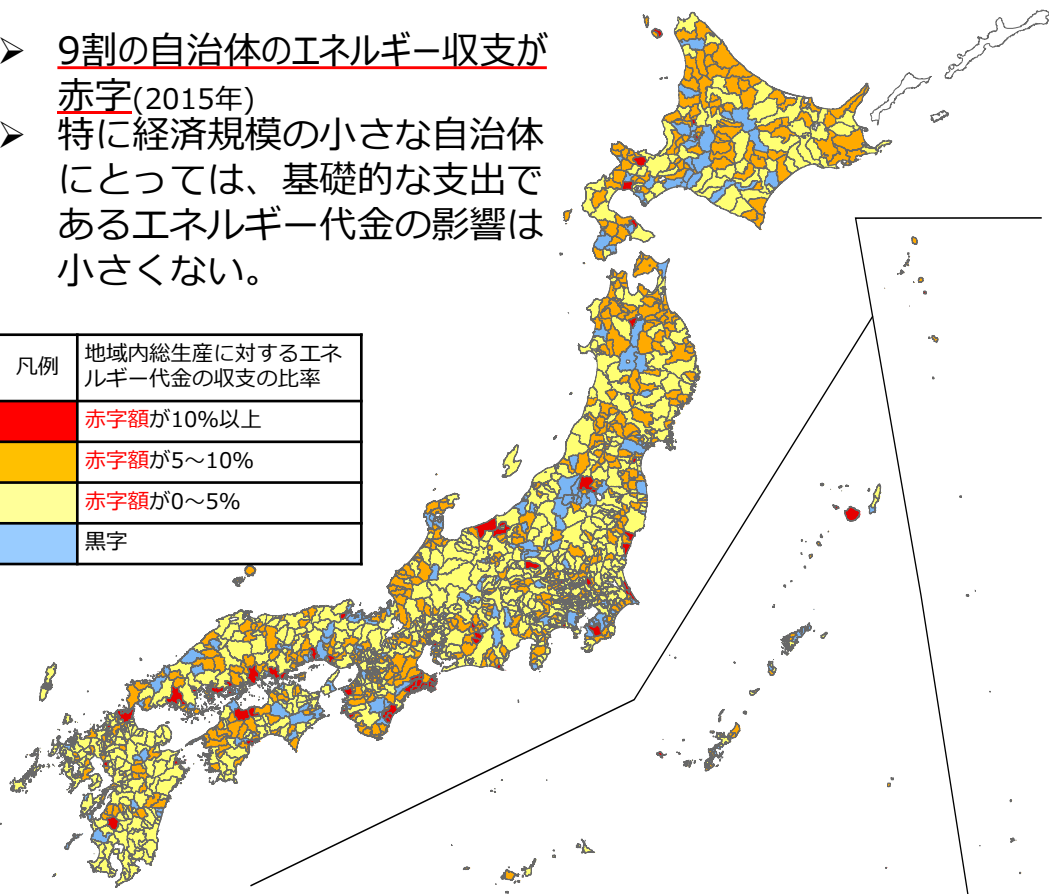
改正地球温暖化対策推進法の促進区域等の背景について

- 我が国全体のカーボンニュートラル実現、またゼロカーボンシティを含めた地域の脱炭素化のためには、**地域資源である再エネ**の活用が不可欠。一方、再エネ事業については**地域トラブル**もみられるなど、地域における**合意形成**が課題。合意形成に向けては、**地域経済の活性化や災害に強い地域づくり**など、**地域と共生する再エネ事業**とすることが重要。
- こうしたことを踏まえ、温対法に基づく**地方公共団体実行計画制度**を拡充し、**再エネの利用促進等の施策実施目標**を定めつつ、その達成に向け、**地域と共生する再エネ事業を促進区域設定等により推進する仕組みを創設**。**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**地域の脱炭素化を促進する**。

市町村別のエネルギー収支

- 9割の自治体のエネルギー収支が赤字(2015年)
- 特に経済規模の小さな自治体にとっては、基礎的な支出であるエネルギー代金の影響は小さい。

凡例	地域内総生産に対するエネルギー代金の収支の比率
赤	赤字額が10%以上
黄	赤字額が5~10%
白	赤字額が0~5%
黒	黒字



再エネ導入による地域経済へのメリット

例)

太陽光発電 (5,000kW※) 導入
※5kW/世帯としたときの1,000世帯分

地域住民・企業に**年間最大約1.8億円**
程度の**経済波及効果**※

同じだけの経済波及効果を地域に
生み出すためには...

空き家対策なら**188人の移住者**※¹、観光振興なら**18,880人の観光客**※²の増加に相当。

- ※¹ 移住者の増加に伴う世帯支出（食料、公共サービスなど）の増加や建設業、賃貸業への支出増など
- ※² 観光客の増加に伴う消費（宿泊、飲食など）の増加や公共交通の増加など

「令和2年度地域経済循環分析の発展推進委託業務」において、岩手県久慈市において原材料、資本金、雇用を全て地域内で調達するという仮定の下で、地域経済循環分析のデータベースを活用して、最終的に地域に帰着する経済波及効果を試算したもの（現在、委託業務中のため数値変更の可能性があります。）

改正地球温暖化対策推進法の概要（制度の全体像）

政府による地球温暖化対策計画の策定

地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガスの排出削減等に関する目標、施策の実施目標等

- 省令・ガイドラインでのルール整備 + 都道府県・市町村への資料提出・説明の要求

都道府県・市町村による地方公共団体実行計画の策定

○ 都道府県 = 事業推進の方向付け

- 都道府県全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- 市町村が地域脱炭素化促進事業の促進区域を設定する際の環境配慮の基準

○ 市町村 = 円滑な合意形成を図り、個別事業を促進

- 市町村全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- 地域脱炭素化促進事業の促進区域及び地域ごとの配慮事項（環境配慮、地域貢献）

事業者による事業計画の申請

市町村による事業計画の認定

認定事業に対する規制制度の特例措置

- ・ 自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法のワンストップサービス
- ・ 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）を省略

合意形成
プロセス
※2

住民や関係自治体への意見聴取

地域協議会での協議

許可等権者への協議

援助※1
(計画策定の促進)

※1 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める（第22条の12）。

※2 住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取（第21条第10項及び第11項）や、協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要（第21条第12項）。協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。

地方公共団体実行計画の策定～地域脱炭素化促進事業計画の認定に至る流れ

温対法の位置づけ

地方公共団体実行計画の策定

地域脱炭素化促進事業計画の認定

市町村

市町村が
議論の場（協議会等）を設けて、
ステークホルダー（関係者・関係機関）
とともに、**課題のあぶりだし・解決方法を**
検討

協議会

協議会等において、

- 環境保全上の支障のおそれのないよう「**促進区域**」を議論
- 市町村として事業者を求める
 - ・地域の環境の保全のための取組
 - ・地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 等

※改正地球温暖化対策推進法第21条5項各号も議論

市町村の地方公共団体実行計画に記載

合意形成の促進

市町村は、
事業者から申請を受けて、
関係機関に
許認可等の書類を転送

促進区域における事業者
に求める左記の取組を満
たした事業計画を認定

※改正地球温暖化対策推進法
第22条の2

事業者

事業の構想

事業の候補地や調整が必要な課題の見える化
事業予見性が高まる

事業計画の
立案

許認可手続の
ワンストップ化等

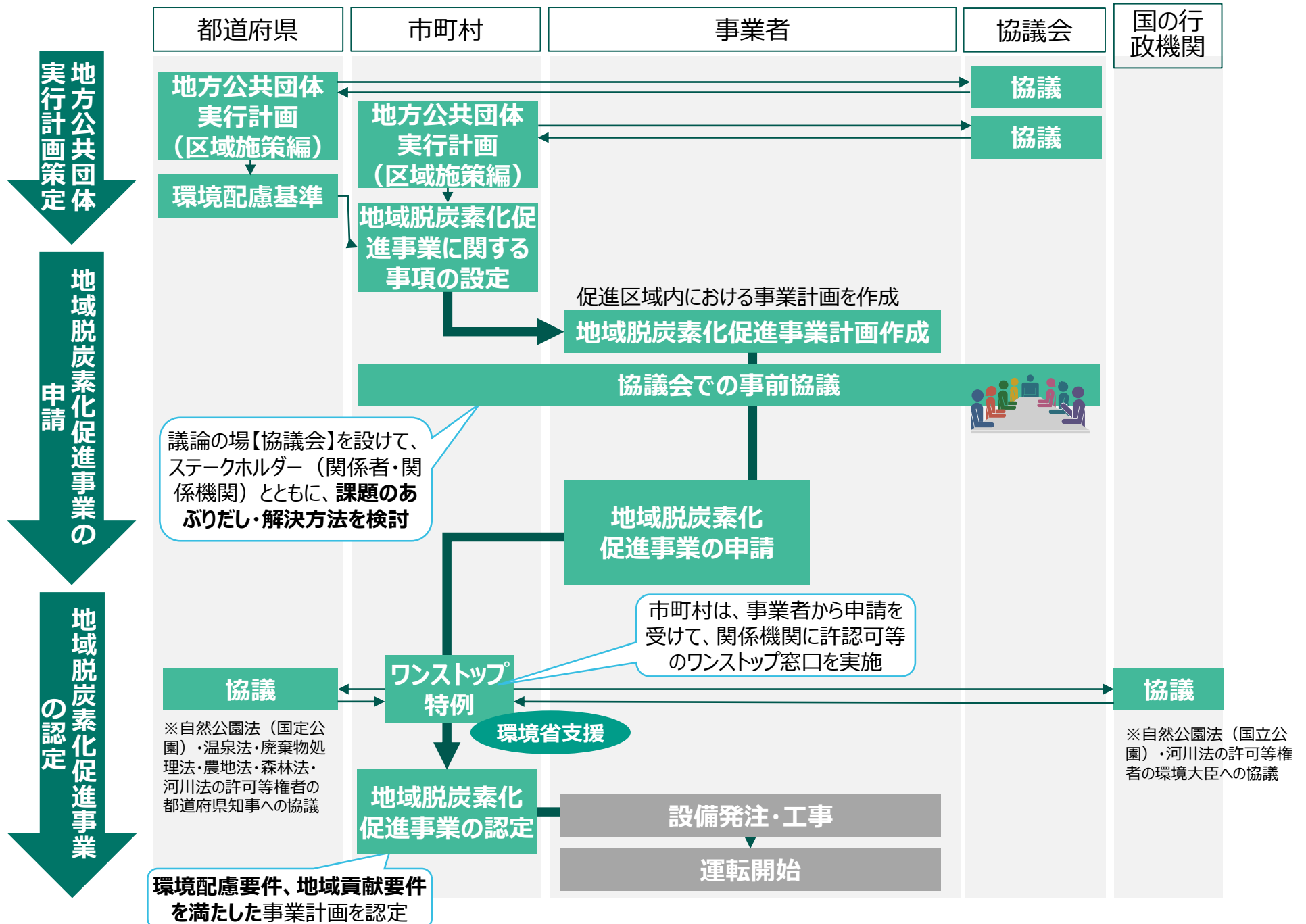
事業計画の
実施

地域脱炭素化促進事業の促進のために実施すべき事項等

- 地域脱炭素化促進事業の促進のため、地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、その実現に向け、環境保全に係るルールに則って、促進区域等を設定することを通じ、円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組み。
- 地域脱炭素化促進事業の促進に当たって実施すべき事項は、以下の通り。

実施すべき事項	実施主体	実施すべき事項のイメージ		
1. 国の環境保全に係る基準の設定(環境省令) 国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。	国	その他のエリア	市町村が考慮すべきエリア・事項	除外すべきエリア
2. 都道府県の環境配慮基準の設定 都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。	都道府県	その他のエリア	市町村が考慮すべきエリア・事項	除外すべきエリア
3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定 市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。	市町村	<地方公共団体実行計画> 促進区域・地域の環境の保全のための取組等		・協議会等の協議
4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定 事業者は、促進区域において整備する施設の種類・規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素社会促進事業計画」として作成・申請する。	事業者	<地域脱炭素化促進事業計画> 地域脱炭素化促進施設の整備 地域の脱炭素化のための取組 地域の環境の保全のための取組 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組		
5. 地域脱炭素化促進事業の認定 事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、市町村が上記3の事項との適合性等を審査し、事業を認定する。	市町村			・協議会等での協議 ・ワンストップ化特例 ・アセス配慮書省略

地域脱炭素化促進事業制度 全体の流れ



「地域脱炭素化促進事業」とは

- 改正地球温暖化対策推進法においては、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（「地域脱炭素化促進施設」）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものを、「地域脱炭素化促進事業」として定義(第2条第6項)。
- 「地域脱炭素化促進事業」は、下記A～Dの4つの要素（取組）から構成される。

地域脱炭素化促進事業の構成

A

地域脱炭素化促進施設の整備

地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する
地域の脱炭素化のための施設の整備

再エネ発電設備

太陽光

風力

中小水力

地熱

バイオマス

再エネ熱供給設備

地熱

太陽熱

大気中の熱その他の自然界に存する熱

バイオマス

※再エネ海域利用法や港湾法等において規律される海域における洋上風力発電設備は除く。

※再エネ発電設備、再エネ熱供給設備に付随する設備又は施設を含む。

B

地域の脱炭素化のための取組

区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組（左記の施設整備と一体的に実施）

蓄電池、自営線、
水素製造・貯蔵施設
の整備

自治体出資の地域新電力会社を通じた再エネの
地域供給

EV充電施設
の整備

環境教育
プログラムの提供

※上記はイメージの一例

C

地域の環境の保全
のための取組

D

地域の経済及び社会の
持続的発展に資する取組

地域脱炭素化促進事業制度における環境配慮の体系



【国（環境省）の基準】

（環境省令：改正地球温暖化対策推進法第21条第6項）

- 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、いずれの市町村も共通して遵守すべき基準
⇒促進区域から除外すべきエリア、促進区域設定時に考慮すべき事項等を規定

【都道府県の基準の定め方】

（環境省令：改正地球温暖化対策推進法第21条第7項）

- 都道府県が定める地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮すべき基準の定め方
⇒地域特性を踏まえた配慮すべき事項の選定方法、文献情報の収集手法、保全すべきエリアの抽出方法等を示す

従い、市町村が設定

即して、都道府県が定める

踏まえて、都道府県が定める

【都道府県の基準】（任意） ※地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める。

踏まえて、都道府県が定める

【協議会】（改正法第22条）

- 地方公共団体実行計画の策定・実施に必要な協議の場合
⇒関係行政機関、地方公共団体、先行利用者、地域住民、有識者、事業者等で構成

【地方公共団体実行計画マニュアル等】（技術的助言）

- 国の基準（環境省令）で示された、促進区域から除くべき区域、又は、促進区域設定時に考慮が必要な区域・事項等の解説
- 都道府県の基準の定め方（環境省令）で示された地域特性を踏まえた配慮すべき事項やその基準の定め方の解説
- **地域の環境保全のための取組の考え方**（改正法第21条第5項第5号イ）
- 環境省令や都道府県環境配慮基準以外で検討に含めることが考えられる事項
※環境保全の観点以外の、社会的配慮の考え方も示すことを想定

議論を踏まえて、市町村が設定

基づき、市町村が設定

踏まえて、市町村が設定

踏まえて、市町村が検討・実施

【促進区域】 ※事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるよう区域を選定

【市町村が定める「地域の環境保全のための取組」】 ※事業において講じるべき環境保全措置等（配置、規模の条件等）

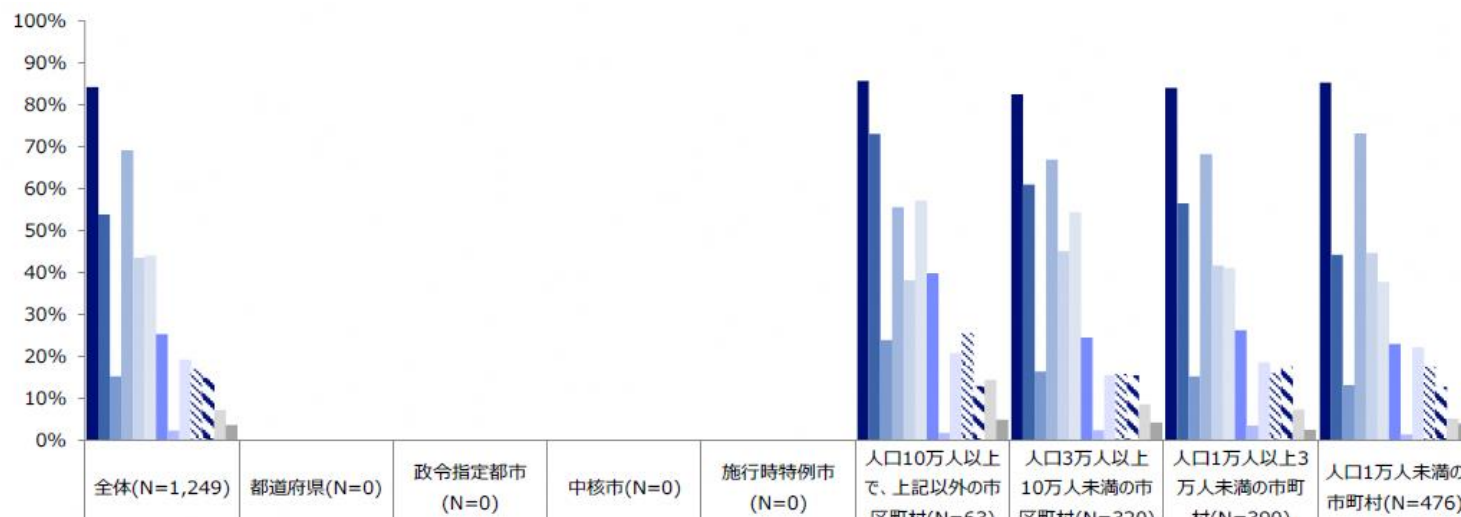
【市町村が定める「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」】

支援ツール、計画づくり事業

地方公共団体実行計画の策定に関して地方公共団体が抱える課題

- 人口10万人未満の市町村を中心に、地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）を未策定又は計画期間を過ぎていても未改定である地方公共団体が存在している。
- これらの理由として、主に担当者の「マンパワー不足」や「専門知識の不足」等が挙げられている。

区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】



[単位：%]

理由	全体(N=1,249)	都道府県(N=0)	政令指定都市(N=0)	中核市(N=0)	施行時特例市(N=0)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=63)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=320)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=390)	人口1万人未満の市町村(N=476)
計画を策定・改定するための人員が不足しているため	84.2	0.0	0.0	0.0	0.0	85.7	82.5	84.1	85.3
計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	53.7	0.0	0.0	0.0	0.0	73.0	60.9	56.4	44.1
他の部局・課室の協力が得られにくい	15.1	0.0	0.0	0.0	0.0	23.8	16.3	15.1	13.0
地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため	69.1	0.0	0.0	0.0	0.0	55.6	66.9	68.2	73.1
最新の技術情報や知見が不足しているため	43.4	0.0	0.0	0.0	0.0	38.1	45.0	41.5	44.5
対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため	44.0	0.0	0.0	0.0	0.0	57.1	54.4	41.0	37.6
有望な対策・施策が見つからないため	25.1	0.0	0.0	0.0	0.0	39.7	24.4	26.2	22.9
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	2.2	3.3	1.3
地球温暖化対策の優先度が低い	19.1	0.0	0.0	0.0	0.0	20.6	15.3	18.5	22.1
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	16.9	0.0	0.0	0.0	0.0	25.4	15.6	15.9	17.4
周辺の団体も未策定である	14.8	0.0	0.0	0.0	0.0	12.7	15.3	17.4	12.6
その他	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	8.4	7.2	5.0
上記に該当するものがない	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	4.8	4.1	2.3	3.8

ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業



【令和4年度予算額 800百万円（800百万円）】

地方自治体における脱炭素化（ゼロカーボンシティの実現）のための基礎情報を整備・提供します。

1. 事業目的

気象災害の激甚化等を踏まえつつ、地域脱炭素ロードマップや改正温対法の実行等に向けて、地方自治体が活用できる気候変動対策に関する基礎情報・ツールを整備し、地域における脱炭素化（ゼロカーボンシティの実現）を促進する。

※ゼロカーボンシティ：「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明した自治体（令和3年11月30日現在 492自治体が表明 人口規模約1億1,227万人）

2. 事業内容

①地方自治体の気候変動対策や温室効果ガス排出量等の現状把握（見える化）支援

ゼロカーボンシティ実現のため、地方公共団体実行計画策定・実施等支援システムの整備や自治体排出量カルテ等の提供により、地方自治体の気候変動対策や温室効果ガス排出量等の現状把握（見える化）を支援する。併せて環境省としても地方自治体における気候変動対策の実施状況を把握する。

②ゼロカーボンシティの実現に向けた計画策定、具体的対策・施策の検討支援

ゼロカーボンシティの実現に向け、地域脱炭素ロードマップに基づく対策・施策の具体化、改正温対法に基づく地域脱炭素化促進事業の推進に向けた調査検討や、統合モデル・シミュレーション開発を通じた経済活動回復と脱炭素化を両立するための転換シナリオ検討等を踏まえつつ、自治体向けの計画策定ガイドライン等として取りまとめ、自治体等へフィードバックを行う。

③ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の合意形成等の支援

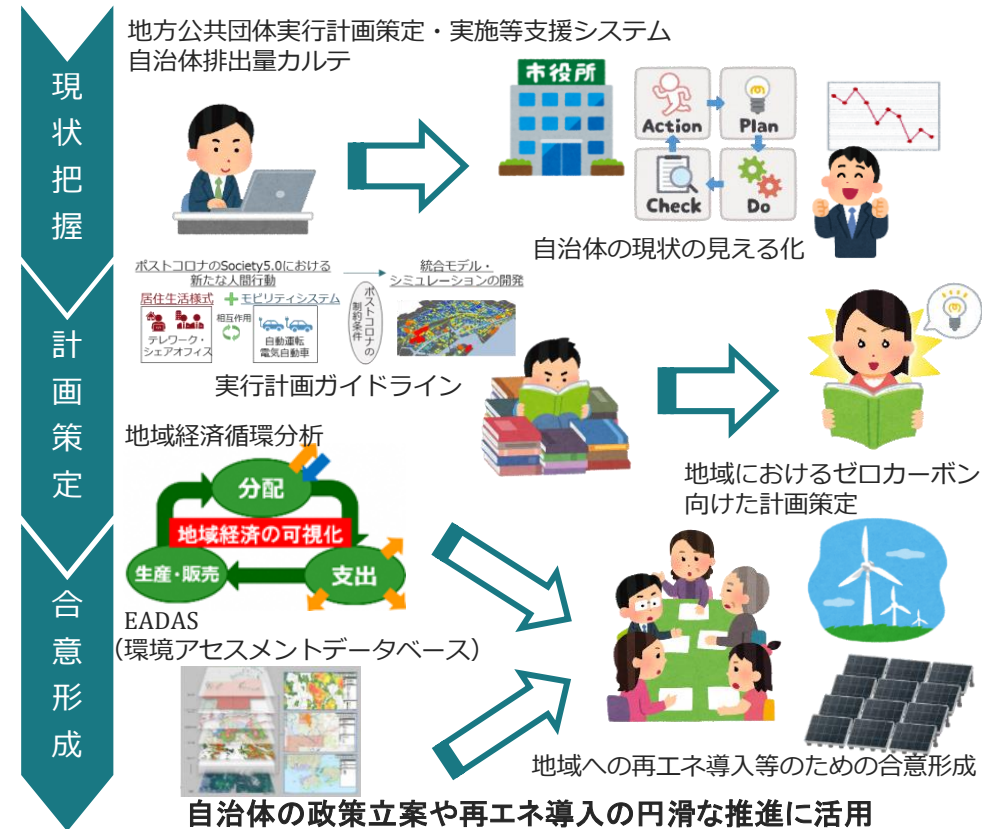
ゼロカーボンシティ実現のために必要となる地域における徹底した省エネと再エネの最大限の導入を促進するため、地域経済循環分析やEADAS（環境アセスメントデータベース）等を地域における合意形成ツールとして整備する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体／研究機関
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

ゼロカーボンシティ実現や再エネ導入のための情報基盤整備



お問い合わせ先： 環境省 大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235、
地球局総務課脱炭素化イノベーション研究調査室：03-5521-8247

地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）

- 地方公共団体における、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定及び進捗管理を円滑に推進するための支援システム。

地方公共団体の課題

実行計画の策定・改定

- ・ 人員不足、知識不足により、実行計画が未策定
- ・ 計画策定に向け、温室効果ガス削減に向けた有効な取組を知りたい 等

LAPSSで
地方公共団体の
課題をカバー

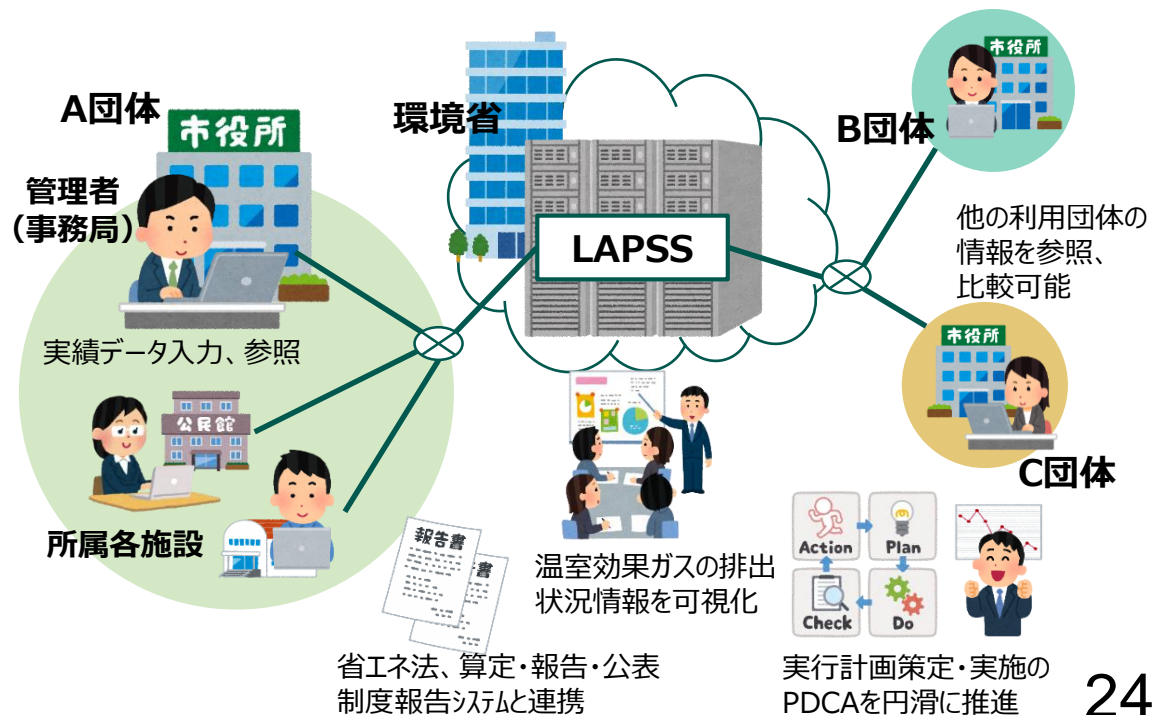


実効計画の管理（措置の実施、点検）

- ・ 活動量のデータ収集に手間がかかる
- ・ 収集データの確認・修正が大変
- ・ 温室効果ガス排出量の計算が大変 等

LAPSSの主な機能・特徴

- 情報登録フォームを活用した計画策定業務のサポート
- システム上で他団体の取組措置情報を収集することが可能
- 公共施設や公用車等のデータ（電力、燃料等の使用量）をクラウド管理し、排出量推移・内訳等が見える化
- LAPSSを通じてデータ収集や督促ができ、施設管理部局との個別のメール・電話によるやりとりが不要
- 入力値の自動チェック機能や、最新の排出係数がシステムに反映されるため事務局負担が軽減される
- 省エネ法、温対法等の関連する法制度の温室効果ガス算出に係る作業負担が軽減される
- 電話、Eメール対応のヘルプデスクや、操作勉強会を開催



自治体排出量カルテ ～排出量の「見える化」～

■ 環境省は自治体排出量カルテを作成。これは都道府県、市区町村の部門別CO₂排出量の現況推計等の時系列データをわかりやすく可視化した資料であり、CO₂排出量その他、他の地方公共団体との比較やFIT制度による再生エネルギー導入状況等を包括的に知ることができる。

CO₂排出量の傾向把握

【自治体排出量カルテ】(1/4)

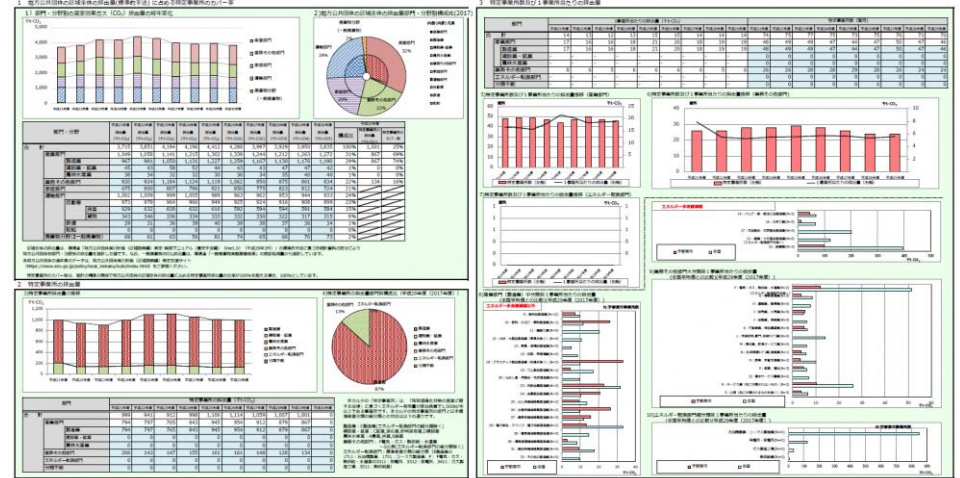
宇都宮市



地方公共団体の再生エネルギー（電気）排出量の現状把握

【自治体排出量カルテ】(3/4)

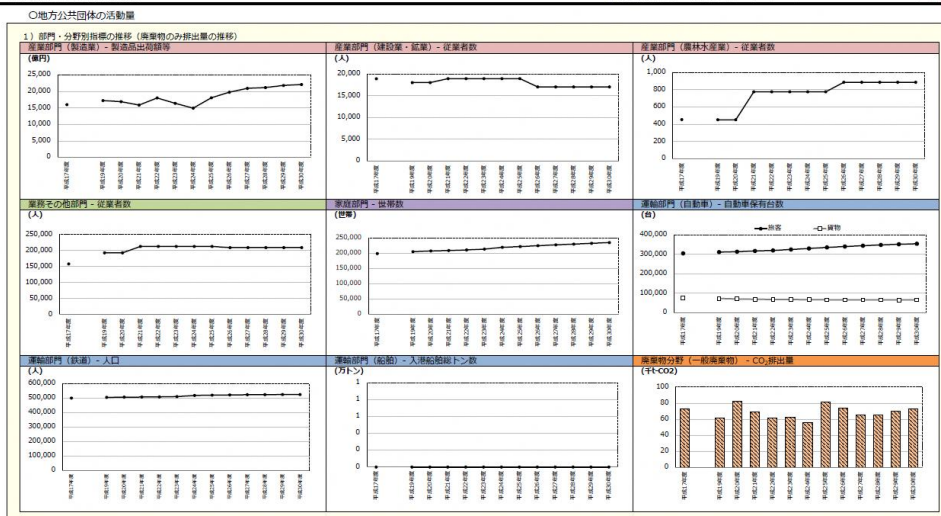
宇都宮市



活動量の現状把握

【自治体排出量カルテ】(2/4)

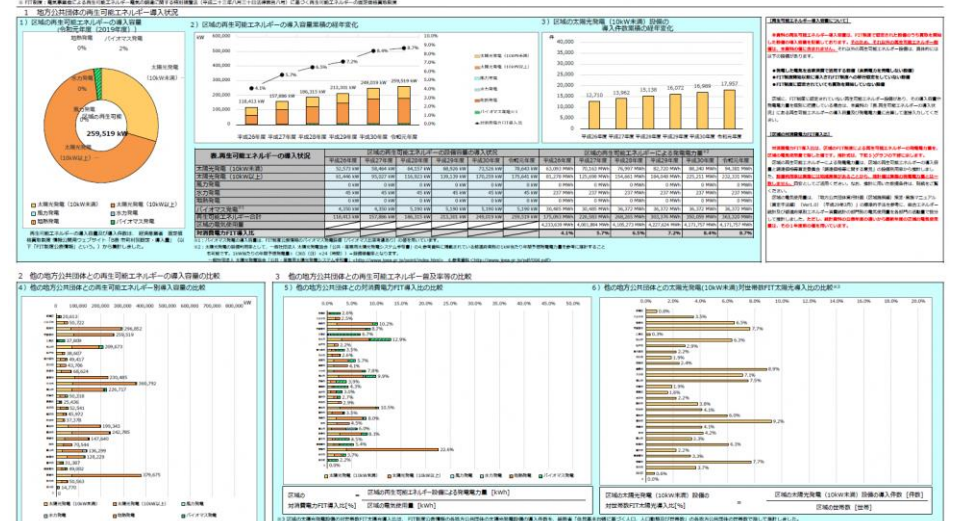
宇都宮市



地方公共団体のFIT制度による再生可能エネルギー（電気）の現状把握

【自治体排出量カルテ】(4/4)

宇都宮市



環境アセスメントデータベース「EADAS」の概要

- 再生可能エネルギーに関する情報や、地域の自然環境・社会環境の情報をウェブサイト上のGISシステムで一元的に提供し、再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング等の取り組みや環境アセスメント等の場面における**情報交流・理解促進**を通じて、**合意形成を促進**する。

全国環境情報

- 地域の自然環境に関する情報
(自然公園、重要種の生息情報など)
- 地域の社会環境に関する情報
(土地利用規制の情報など)

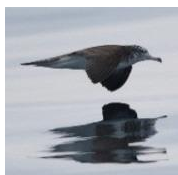
再生可能エネルギー情報

- 再生可能エネルギーに関する情報
(風力・太陽光発電所、送電線など)

風力発電の鳥類センシビリティマップ

国立公園等インベントリ整備情報

情報整備モデル地区環境情報



豊富な情報を一元的に収録

環境アセスメントデータベース「EADAS」

- ウェブサイト上のGISで閲覧
- パソコン、タブレット、スマートフォンで誰でもアクセス



閲覧・情報の活用

地方公共団体

- 地域特性の把握
- 再生可能エネルギー導入適性の把握

情報交流-理解促進

地域住民・関係者

- 住民、先行利用者、NPOなどの関係者の共通理解の促進

情報交流-理解促進

再エネ事業者等

- 初期の立地調査や現況調査の効率化
- 立地リスクの低減

地域経済循環分析ツールの活用について

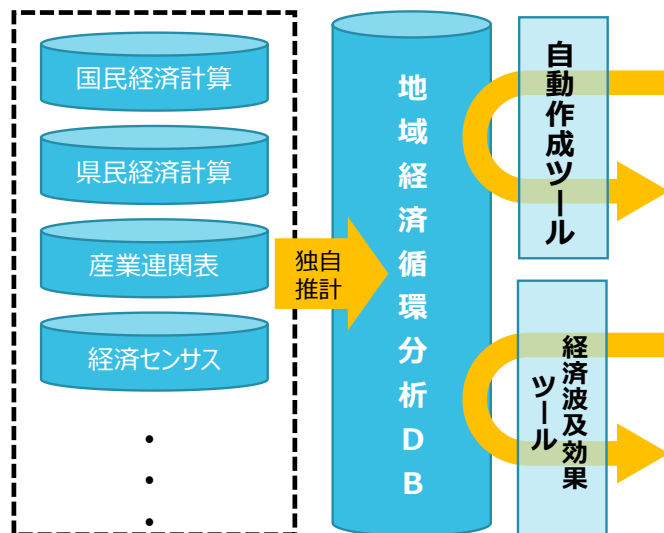
- 地域経済循環分析は、「産業連関表」と「地域経済計算」を中心とした複合的な分析により、市町村ごとに「生産（稼ぎ）」、「利益の分配」及び「支出（消費、調達、投資）」の三面から地域内の資金の流れを俯瞰的に把握するとともに、産業の実態（主力産業・生産波及効果）、地域外との関係性（移輸入・移輸出）等を可視化する分析システムです。
- 地域のエネルギー代金収支等を把握し、環境施策の立案に生かすだけでなく、経済・社会的課題の同時解決に向け、地方創生関連等の業務などに活用できます。

「地域経済循環分析ツール」の概要

<https://www.env.go.jp/policy/circulation/>

- 定量的なデータに基づく分析により、地方公共団体毎に**地域経済の資金の流れ（生産・分配・支出）を「見える化」**
- エネルギー消費量当たりの生産額、産業別CO₂排出量などにより、**産業分野ごとの省エネの進捗状況の把握**
- 再エネ導入によりどれだけの**経済波及効果**が生まれるのか**シミュレーション**が可能

「地域経済循環分析ツール」のシステム構成・手順

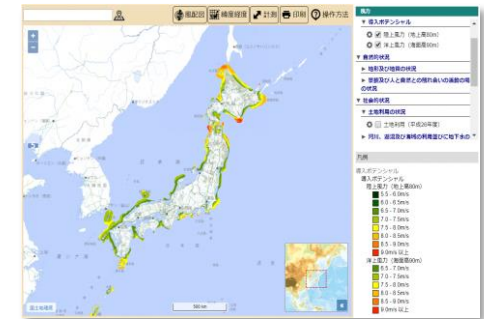


- 地域経済の全体像と域外からの所得の流入流出を「見える化」し、資金の流れ、産業間のつながり、経済構造を簡単に把握が可能
 - ・地方公共団体を選ぶだけの簡単操作
 - ・関係者への説明資料として活用可能
 <利用手順>
 - ①ツールを起動 ➡
 - ②市区町村を選択 ➡
 - ③資料がPPTで出力
- 再エネ導入により地域にどれだけの経済波及効果が生まれるかシミュレーションが簡単に可能
 - ・条件を入力するだけの簡単操作。標準設定により詳細施策がなくても試算可能
 - ・関係者への説明資料として活用可能
 <利用手順>
 - ①ツールを起動 ➡
 - ②市町村を選択 ➡
 - ③導入する再エネ情報入力 ➡
 - ④分析資料がPPTで出力

※現在のシステムは、2015年データに基づき構成されております。2022年春頃に最新データ（2018年度版）を公開する予定です。

再エネ情報提供システム「REPOS (リーポス)」を令和2年6月にリリース

環境省は今般、「再生可能エネルギー情報提供システム (リーポス: **REPOS** : **R**enewable **E**nergy **P**otential **S**ystem)」を新たに開設し、デジタルで誰でも再エネポテンシャル情報を把握・利活用できるようにしました。



搭載情報

- **全国・地域別の再エネ導入ポテンシャル情報を掲載**
(太陽光、風力、中小水力、地熱、地中熱、太陽熱)
- **導入に当たって配慮すべき地域情報・環境情報も整備・可視化** (景観、文化財、鳥獣保護区域、国立公園等)
- **「気候変動×防災」の観点から、ハザードマップとも連携表示** (国交省等が整備する防災関連情報を反映)

➡ **ゼロカーボンシティ実現、RE100、再エネ主力化をデータ駆動で促進**

地域脱炭素化促進に向けたREPOSの改修

- 地域の脱炭素化を実施するにあたって必要な情報を市町村ごとに取得でき、地方公共団体実行計画等の再生可能エネルギー関連計画の策定や、改正温対法に基づく促進区域の設定等を支援するため、**REPOSの機能改修を実施**。
- 具体的には、①地域脱炭素化促進支援メニューの追加、②太陽光及び陸上風力について、最新の情報を用いてポテンシャル情報の見直し等を実施。
- 改修版REPOSは**令和4年4月1日にリリース予定**。

新機能の搭載

- 自治体別集計マップ
(導入実績情報の確認)
- **地域脱炭素化支援ツール**

The screenshot shows the REPOS website interface. At the top, there is a navigation bar with links for Home, Site Overview, Site Usage, Local Decarbonization Promotion Support Menu, Renewable Energy Introduction Potential Menu, Data and Reports, and Other (Analysis Tools, etc.). The main header features the REPOS logo and the text '再生可能エネルギー情報提供システム (Renewable Energy Potential System)'. Below the header, there are two main sections: '地域脱炭素化促進支援メニュー' (Local Decarbonization Promotion Support Menu) and '再生可能エネルギー導入ポテンシャルメニュー' (Renewable Energy Introduction Potential Menu). The 'Local Decarbonization Promotion Support Menu' section is highlighted with a red box and contains two sub-sections: '自治体別集計マップ' (Municipality-wise Summary Map) with '都道府県別マップ' (Prefecture-wise Map) and '市町村別マップ' (Municipality-wise Map), and '地域脱炭素化支援ツール' (Local Decarbonization Support Tools) with '支援ツール' (Support Tools) including '促進区域検討支援ツール' (Promotion Area Study Support Tool), '再生不目標設定支援ツール' (Renewable Energy Target Setting Support Tool), and '自治体カルテ' (Municipality Card). The 'Renewable Energy Introduction Potential Menu' section contains a grid of buttons for '太陽光' (Solar), '風力' (Wind), '中小水力' (Small Hydro), '地熱' (Geothermal), '地中熱' (Geothermal), and '太陽熱' (Solar Thermal). At the bottom, there is an 'お知らせ' (Notice) section with a list of updates from 2020 to 2021.

- 太陽光及び陸上風力についてポテンシャル情報の見直しを実施。

地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト



- 環境省では、地方公共団体が「地方公共団体実行計画」の策定・実施等に際して有益な情報を提供する「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」を開設。
- 支援サイトでは国の技術的助言である地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル、地方公共団体の取組事例や自治体排出量カルテ等の各種ツール類等を発信。

The screenshot shows the homepage of the 'Local Public Entity Execution Plan Formulation and Implementation Support Site'. At the top left is the logo of the Ministry of the Environment (環境省) and the text 'Ministry of the Environment'. To the right are navigation buttons: '本文へ', '音声読み上げ・文字拡大', 'お問合せ', and 'サイトマップ'. A search bar with 'Google 提供' and a magnifying glass icon is also present. Below the navigation is a horizontal menu with items: 'ホーム', '概要・法的根拠', '策定・取組状況', '取組事例', '策定・実施マニュアル・ツール類', '各種お知らせ', 'よくある質問', '補助金情報', '支援システム (LAPSS)', and '関連サイト'. The main content area features a large green banner with the title '地方公共団体実行計画 策定・実施支援サイト'. Below the banner is a circular callout box with the text '初めてのの方はコチラ おすすめ コンテンツナビ あなたのニーズにあったコンテンツを紹介します。'. On the right side, there is a '更新情報' (Update Information) section with a link '過去分はこちら'. The update list includes: '2022年3月2日 LAPSS新規利用団体募集についてを更新しました。', '2022年1月31日 関連サイトを更新しました。', '2021年12月22日 よくある質問 (事務事業編) を更新しました。', 'よくある質問 (区域施策編) を更新しました。', and 'LAPSS勉強会で出た質疑応答のまとめ'.

ホーム > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 総合環境政策 > 地域循環共生圏 > 地方公共団体実行計画 >

出典：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和4年度予算額 800百万円 (1,200百万円)】
【令和3年度補正予算額 1,650百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入には、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、住民との合意形成、再エネ需要の確保、持続的な事業運営など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、合意形成に関する戦略策定、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材育成に関する支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
- ②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援
- ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき、地域再エネ事業を実施・運営するため官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から、体制構築（地域新電力等の設立）、事業性確認のための現地調査を支援

(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習、促進エリア設定の事例や合意形成手法等のガイド作成、また地方環境事務所を核として地域の現状に応じた脱炭素の取組について支援を行う。

3. 事業スキーム

■ 事業形態 (1)間接補助 (定率) , (2)間接補助 (定率) , (3)委託事業

■ 補助・委託対象 (1)①②地方公共団体、③地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(2)地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）(3)民間事業者・団体等

■ 実施期間 令和3年度～令和5年度 ※ (1) ③は令和4年度～

4. 事業イメージ

2050年カーボンニュートラルの実現

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
- (1) ②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援



- (1) ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

- (2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、



(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

地域への再エネ導入目標の策定や再エネ導入促進エリアの設定における合意形成等を支援します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方公共団体における2050年までの二酸化炭素削減目標を見据えて地域への再エネ導入の道筋を明確にすることに加えて、地域での公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、再エネ導入を促すエリアの設定に係る合意形成等を支援することで、地域再エネの最大限の導入を図る。

2. 事業内容

① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援

中長期的に脱炭素化を図り持続可能でレジリエントな地域を実現し、地域循環共生圏を構築するため、長期目標として2050年を見据えて、どの再エネを、どれくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援する。

② 円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

地域が主導し、地域が裨益する円滑な再エネ導入が期待できるエリアである促進エリア設定等に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援する。

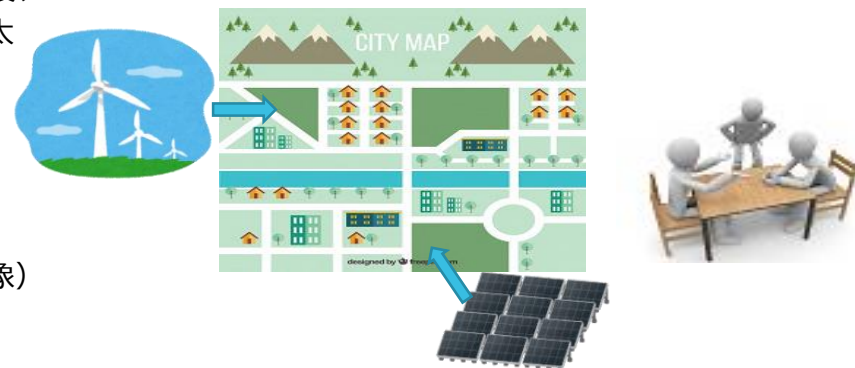
③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

地域の脱炭素化を促進するにあたり、再エネの利用促進のため、未設置箇所（公共施設、ため池等）における発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討等を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①②③定率 3 / 4
- 補助対象 ①②地方公共団体、③地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
- 実施期間 令和3年度～令和5年度 ※（1）③は令和4年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235

地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律 施行状況調査

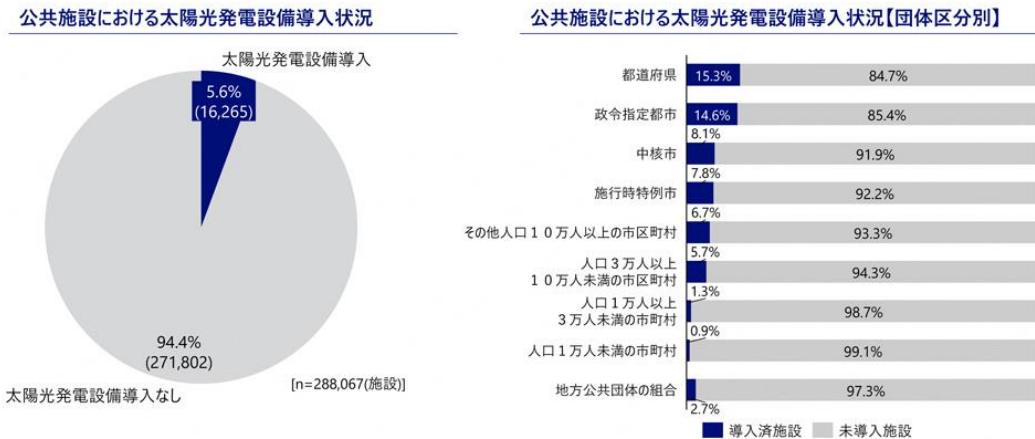


- 毎年度、地方公共団体に対して「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」を実施している。実行計画の策定状況、計画策定上の課題、計画の推進体制、地球温暖化対策・施策の実施状況等を調査。
- 調査結果は環境省HP、地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトで公表している。令和3年度調査からは、一部の結果をオープンデータとして公開している。

<施行状況調査報告書概要版から>

(3) 事務事業に関する再生可能エネルギー導入に向けた取組状況 ①太陽光発電設備導入状況 公共施設*における太陽光発電設備導入状況【Q1-4(2)、Q1-8】

- 公共施設における太陽光発電設備導入割合は5.6% (16,265施設/288,067施設)
 - 団体区分別にみると、都道府県、政令指定都市では管理施設数の15%程度で太陽光発電設備の導入が進んでいる。



*実行計画（事務事業編）の対象施設。施設のみを対象とし、設備等（街路灯・信号機等、自動車、船舶、飛行機・ヘリコプターは除く）

(3) 区域における脱炭素化に向けた取組状況 ③住民または企業への導入支援状況 自治体独自の補助金制度【Q2-5(3)②】

- 自治体独自の補助金制度を有している団体について、法人向け・個人向けともに、再生可能エネルギー設備の導入に係る補助金制度を導入している自治体が多い。
- 「その他」の内容としては、「家庭用燃料電池の設置補助」、「HEMS補助」、「ZEH補助」等の回答が見られた。

